



いのちに
やさしい
まちづくり



地域猫とは、

<http://nekodasuke.main.jp/index.php/chiikineko> ※左のホームページ「地域猫とは」の書き直しです。

地域猫とは「地域」と「猫」がひとつになったもの。「人が暮らすところで、猫と人が上手に共生できる地域」また、人々の努力で「**地域猫対策**」ができているところにも、共に生きる猫がいます。

役所は、猫から人への影響が思わしくないとき、「地域猫対策」を行うことができるようになりました。動物愛護法の基本指針（どちらも略称）は、役所がこの対策を行える根拠法令といわれます。

地域猫対策は、人が暮らすところに猫もいることで起こる、人ととのトラブルをなくすことが大きな目的の「**地域自治の環境保全活動**」と位置付けられます。

役所は行政施策の地域猫「**対策**」を行えますが、対策を担当する役所に、必ずしも経験や知識の豊かな役人がいるとは限りません。そのため地域猫「**活動**」をすすめる市民が役所と「**協働**」しながら、地域自治問題の解決にあたります。

どうすれば「地域猫」…? 猫と人が自治地区で共生するには、そこで暮らす多くの市民や、猫の飼い主さん、猫に詳しいボランティアさんたちの努力が大切です。人と猫が共に暮らすところでは、人々が様々な工夫をし、お互いの理解を深めています。

動物愛護法には、猫から人への侵害を防ぐことと、猫の命を守ることが基本の法の精神が記されています。法のきまりは、外で暮らす猫に限らず、飼い主のいる猫にも同じようにあてはまります。

役所が行う「地域猫対策」や、市民が主体となる「地域猫活動」とは…？

市民の地域猫活動は、猫のそばにいる人ととのふれあいから始まります。

人がしてあげられる事柄は**大きく次の5つ**です。どれも猫にはできませんので、どなたかが手を差し伸べる地域で、共に暮らすまちづくりがすすみます。

1.対話 ご近所のどなたかと、地域猫活動に理解し合えるところでは、町会や管理組合などとも地域猫対策のお話しがすすみます。

猫を快く思わない方とも、役所の地域猫対策のお話がすすみます。餌の後片付けや、ウンチやオシッコ

の工夫も見直されます。

2.繁殖制限 猫に不妊・去勢手術は欠かせません。未手術の外出自由な飼い猫には注意が促されます。

3.地域行政の後押し 地域の役所や保健所などへ、地域猫活動の報告が大事です。役所には情報が届きにくく、担当者の知らないことが多いです。

最近は手術費用の助成や、捕獲器の貸し出しなどを行う役所も増えています。役所との情報共有で「保健所が猫を殺す」などと言われた時代を無くせます。

4.遺棄・衰弱虐待・殺傷禁止 捨て猫違反者や衰弱させるなどの虐待、殺傷犯罪の対策は地元警察と情報交換し連係します。警察や役所が連名で「犯罪行為」を掲示するケースが多くなっています。

5.飼い主さんへ… ペットの飼い主さんへの適切な情報不足などから、外出自由飼いや、一生涯飼い続けない繁殖には充分な心配りと飼い主としての責任が必要です。

猫と暮らすまちづくりへの共感は少なくありません。ご近所のみなさまにチラシなどを読んでいただくと理解が深まり、地域猫活動のチームワークも広がるなど、役所の地域猫対策がすすみやすくなります。

自治体が地域猫対策のチラシやパンフレット、看板やポスターを利用することが増えました。環境省は、普及啓発資料などを公開して利用をすすめています。

地域猫のお知らせには、チラシのポスティングや回覧板への添付、町内の掲示板も利用されます。

役所が地域猫対策をすすめ、市民の地域猫活動で協働するための方法や内容は、各地のセミナーのほか、勉強会や小さな集まりなどですすめられます。

ねこだすけでも積極的に参加や開催に努めていますが、この度のコロナ禍には困り果てています。



改正動物愛護法が6月1日に施行されました。

ねこだすけの広報チラシや展示パネルなども、改正部分の修正に努めています。その一部を紹介させていただきます。

ねこだすけのブログやフェイスブックなどで、修正情報などの更新を計画しています。

ブログの検索は < 地域猫 地域ねこ ちいきねこ >
ブログ <http://chiikineko.nekodasuke.main.jp>

改正法対応のチラシなど

※チラシのサイズは、片面両面印刷ともA4判です。

ねこだすけホームページ・アーカイブからプリントできるチラシなどの一部です。右の画像「始めませんか」と下の「近隣の皆さまへ」は余白に刷り込みができます。ねこだすけ代表工藤が主宰する「赤坂地域猫対策の会」は、印刷したチラシをプリンターの給紙に差し入れ、「この地域の猫〇〇匹はすべて手術が終り、皆様に見守られています。」などとプリントして利用しています。（※プリンター機によっては、専用用紙以外はお断りの場合もあるようです。）

近隣の皆さまへ 地域猫対策のお知らせ

役所と相談して、
野良猫を増やさない取り組みを行っています。

野良猫の迷惑をなくし、町会や近隣の団体と話し合なが、
猫を増やさない取り組み、「地域猫対策」が始まりました。

「地域猫対策」とは…

1. 猫が増えないように不妊去勢手術をし、
2. トイレの設置やエサの片付けなどをしながら、
3. 近隣地域の皆さまのご協力ですめる取り組みです。



地域猫対策は、皆さまのご理解とご協力によりすすめられています。

野良猫の寿命は5~6年といわれています。地域猫対策で、今いる猫が最後に死んでしまうことがあります。

手術前の猫は耳にV字型の印をします。

この猫は、子猫を産めません。

猫や犬などは、法律で「愛護動物」に定められています。

動物愛護法(愛護動物法)によるもの

留め置きと保護動物の飼い主さん、
「虐待罪」や、
「畜産業者」
も法律で定めます。

平紙会員登録をして下さい。

地域猫対策に手伝いのできる方はお知らせください。

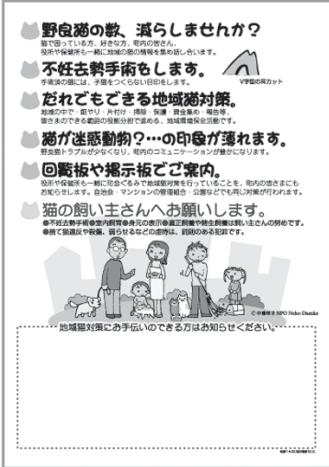


えさの苦情にお困りの、えさやりさんからのご相談が多いです。役所と相談して作った、置きえさ「禁止」や同「防止」などのチラシは「餌やり禁止」と思い違いされることもありましたので「えさの片付け」を協調しました。



フェイスブックは英字の < Neko-dasuke > です。「NPOねこだすけ」は使用しておりませんでしたので、変更の手続き中です。

フェイスブック facebook.com/nekodasuke



遺棄と殺傷チラシ(下の画像)は、アーカイブのページの下段にあります。

また、この頁の印刷済チラシを送付できますので、各チラシの種別、お届け先、部数などをお手数ですがファックスでお知らせください。



地域猫対策に関する主な法規法令など

※ねこだすけホームページ > 地域猫とは、の下段から次の各項目にリンクしています。また、各項目の【 】内が、ホームページの検索ワードです。

【環境省 動物の愛護と適切な管理】環境省のホームページから、関連情報へリンクしています。

【動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律】

環境省のホームページから、動物愛護法に関連する5つのPDFファイルにリンクしています。

【動物の愛護及び管理に関する法律】電子政府の総合窓口ホームページから該当項目を閲覧できます。

【動物の愛護及び管理に関する法律施行規則】電子政府の総合窓口ホームページから該当項目を閲覧できます。

【動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針】（通称・略称「基本指針」）

ダウンロード用PDFファイルに直リンクしています。

【家庭動物等の飼養及び保管に関する基準】ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【展示動物の飼養及び保管に関する基準】ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準】ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【産業動物の飼養及び保管に関する基準】ダウンロード用

PDFファイルへの直リンクです。

【動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置】

ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置】

ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について】

ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

【所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取扱い等について】

ダウンロード用PDFファイルへの直リンクです。

団塊の反体制派世代 …と動物愛護

「度量」について

ねこだすけ：きやつねと@団塊

昭和48年に動物保護法（現愛護法）ができました。団塊の世代は同20年前半生まれです。

動物愛護思想を広め道筋を整えた、団塊の世代といわれる著名な活動家が、数年前から相次ぎ亡くなられました。

皆さまに共通なのは、多感な年代に社会への反体制運動を体験していることです。その後に環境保全、動物擁護、猫や犬の保護活動などに枝分かれし、優れた環境保全団体や動物愛護団体を築き上げた方々です。アナログの時代からでしたからそのご苦労も想定できます。

後継者に恵まれている組織や、理念に基づく他の方々が活動を続けているなど、様々に分かれました。

私は社会ではノンポリと呼ばれ、動物ではデジタル時代から始めた専門知識のない新参者でしたが、皆さまから実に良くしていただきました。

皆さまの活躍は環境保全や動物擁護愛護保護などの分野ですが、反体制派の社会や活動をご経験しているからなのか、同じ理念の人々にはすごく優しかったと感じます。

昨今は動物愛護活動も様変わりし、社会の中での反体制に関わる動物愛護の分野も分化し、分かりやすくなったと思うのです。

「すべての動物が命あるもの」と頑な分野。「動物に値段をつけるな」との勢力。「動物で事業を成すな、事業に動物を供するな」と声を上げる方々。「法は動物に役立っていない」法を改正しろ、の声。「役所は法の執行官」もっと上手に法を使え、の立場。「目の前の動物は全部保護」の声も。中には「法治国家

の役所が執行」できないことなら、動物のことは法を超えてでも私がやります。などもです。

いずれにしても分を超えてしまうと愚痴が始め、ほかと比べたくなります。「意地を通すと窮屈」が高じるとゴタゴタも生まれます。

国内初の古くから続く有識者組織「人と動物との関係学会」が「ややこしい動物問題、何故揉めもせず続けられている」と問われたときの答えが、「会員の度量」だったと聞きました。

近年はSNSが進歩し、自己主張のみならずよそのおだて上げ、逆につるし上げ、他にはおせっかいや、やっかみなどやそのほかをどなたでも自由に表現できるようになりました。

動物愛護における「度量」が、今からでも私に付いてきて欲しいと思うのですが、時既に遅しの「団塊世代」です。



※この記事は、平成30年発行の号外を元に概要を書き直しました。

【商標記号の範囲です】アーマルエルエフ社(AWN)連合会が登録する「AWN」の商標登録された記号です。
<http://www.awn.jp/> ANW連合会ホームページ
<http://www.awn.jp/> ブログ
http://www.awn.jp/www/mag2_4.html メマガ

動物愛護・世代交代

草の根の動物愛護や自然保護をするため活動の方々が、世代交代に苦心かかっているように思えます。学生運動がみんな時代を経験した団塊世代でした。その運動が一段落して今まではまだ活動しながら、環境や動物の分野などご活動の導する方々が粗相いでお亡くなりにならました。

自然環境と生きが对の方、一貫して動物愛護の方、別に特化した方やほかの若さまで活動を作られました。

事が起ることを情報でしながら、不適切と思われる社会に向いました。

ボスを務めた組織は善く恵まれの影響もさまざまです。まさに世代交代が静かに進んでいくようになります。

動物保護法（略称）が動物愛護（略称）に変わった時、ペットは愛護する動物ではないとの原則が発表されましたその考え方をもたらす。

多くの政治家や行政官は、常に動物を命ある生き物と見なします。多くの政治家や行政官は、ペットを命ある生き物と見なします。

ベットの産業界で実業の社会の勢いに原因を探る時に分かりやすいです。例えば愛護動物がとなるセリ市場が法律上の動物商業に求められてしましました。

世界にネコという字形的な種はなく、古い時代の所管省が畜産健全などの理由から鳥獣保護法（略称）上でもつ出した／ネコの呼ぶと、今の環境省地域事務所等が法律で愛護動物の「ネコを／ネコを呼ぶ」が定められています。

必ずしも法（じふ）とはいえない愛護動物の死ぬる中華人民共和国がござりまへん。殺めつけゼロが國をあげて取り上げり、引取りながら殺さない代償として心有る市民が生じる条件を満たし、生じるの機会の発達をめざします。法は從う役所が各分の運営を果たすアーマルカルタ機能を備えられたにも関わらずどこにもありません。

不適切な事態の原因を表す時、動物が命あるものであるとする動物基礎法が必要との想いです。愛護動物を売るためや終生飼育が目的とする繁殖の禁止、販



私の動物愛護活動

広島県愛玩動物協会 代表 宮崎 誠 氏

ほぼ犬にしか興味がなかった私は二十数年前、偶然、盲導犬のドキュメンタリー一番組を見た。

そこで初めて知ったのは、リタイア盲導犬を引き取って最後まで世話を施設があるのは北海道のみで、あとの都府県は全て看とりボランティアに頼っているという事実（たぶん今も同じ）。ショックだった。

ならば自分が職をリタイアした後、リタイア盲導犬の看とりボランティアをやりたい・・・そのためには、世話をするのに必要な知識、ノウハウを今のうち(40代前半)に身につけておきたい。何か知識を得る適当な手段、資格等はないか？そこで見つけたのが愛玩動物飼養管理士という民間資格。

運良く取得でき、同年に発足した広島県愛玩動物飼養管理士会に加入した。できたばかりの会で、まず始まったのが里親活動。迷わず参加した私は熱心な仲間に導かれ、どんどんのめり込んでいった。



保護猫から家族のトップになつた、ひな（1歳半）下半身に障害がありますが元気一杯、我が家のおいだる。

2001年名古屋で開催された動物サミットに仲間3人と車でロングドライブして参加。

会場にはこのイベントを主催した濱井知恵さんのタップス、工藤さんのねこだすけ、エリザベスオリバーさんのアーク、野上ふさ子さんのアライブ、高岸さんのえひめイヌネコの会、等々

猫顔ポスター
無償提供中
※下段に申し込み方法

犬、猫を捨てることは犯罪！

退去、虐待は
懲役1年又は
罰金100万円

殺傷したら
懲役5年又は
罰金500万円

お問い合わせ
令和2年6月施行予定

の当時第一線で活躍していた動物愛護団体の代表の方々が一同に会していた。

皆さんの素晴らしい活躍を目の当たりにし、ますます愛護心に火がついた。猫顔ポスターの存在もこの時に知り、作成者の方から引き継いで、全国配布することになる。

私の活動は個人活動8割（野良猫のTNR、地域猫対策の推進等）、広島県愛玩動物協会の啓発活動2割からなっており、活動当初から今まで、その内容はほぼ変わらない。

最近の広島は殺処分0を目指す!!と宣言した2団体が動物愛護センターに収容された犬と猫をそれぞれ引き出して健闘しているように見えるが、不透明な部分が多く、とても応援する気にはなれない。

バランスの良い啓発活動と保護活動が理想と思うが、これからは保護活動をセーブして、啓発と地域猫対策アドバイスとTNR活動に力をいれたいと考えている。

ポスターのお申し込みは Fax.03-3350-6440 ねこだすけ宛 ●お届け先、お名前、お電話番号と、猫顔ポスターとしてサイズB2判、A3判の別、それぞれ枚数をご記入ください。宮崎氏に転送します。

港区の地域猫対策

今回は私の居住区でもある港区の対策をまとめました。人口約24万、戸建住宅は少なく集合住宅、ビジネスビルの数が目立ちます。

動物行政については、港区は数年前の組織改革の一環としてそれまでは犬猫など動物は全て港保健所が担当でしたが、変えました。狂犬病予防法を含め犬、また猫は飼い猫のみが港保健所担当、飼い主のいない猫については、区内にある5つの支所（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）の協働推進課が担当となりました。

猫の問題は、まさに地域の問題である事から、協

NPOねこだすけ
代表理事
工藤久美子

働推進課が担当であることは、大きな進展をもたらしてくれております。

1.協働推進課は、その仕事の1つが町会担当である事。

その為、担当者が町会の方々と大変親しくすぐに町会に繋いで頂ける、或いは町会説明会の開催も難なく行える事。

また港区に限らず、ほとんどの23区市町は東京都が平成13年に開始した「飼い主のいない猫との共生



「モデルプラン事業」を引き継ぎ、それぞれの施策を講じている、その成果を感じております。

港区の具体的施策としては

- 不妊去勢手術への助成金。
- 地域猫対策広報チラシ、パンフレットの制作。
- 猫を捕まえる為の捕獲器の貸出。
- 活動広報のためのセミナー開催。などであり、同様の施策を行なっている自治体は数多く見られます。

2. 対策具体例 ●赤坂 赤坂2丁目から9丁目まで飲食店経営者、住民の方々で現在のところほぼ全ての猫の手術が済み、お世話もなさっています。

ここは飲食店、ビルが多い為、餌は必ず片付ける事で、苦情も治りました。

私の居住地域でもある7丁目はまだ戸建住宅もあり餌やりもご自宅でなさっています。こちらでは町会説明会開催、新年会参加などにより町会のサポートも頂いております。これまで3町会にのみ提出していた活動報告書を、今後はそれぞれの町会にお持ちする事を予定しております。

●青山 こちらも赤坂と似ていますが、なぜかご相談が少ないです。

広大な青山墓地では以前からボランティア様が対策に取り組んでいらっしゃる事、また地域によりますが、住民でもあるボランティア様が対策を行なっていらっしゃる事も、その理由かもしれません。

嬉しい一例としましては、ご相談を受けました集合住宅では理事長様役員様にご説明をして、理事会で手術を進めてくださる事に決まりました。

●六本木 飲食店が多く歌舞伎町と似ています。

現在手掛けている地区は、6年ほど前に地元の方からのご相談でボランティア様数名と手術のお手伝いに入った地区です。

その後、恐らく気付かぬ猫がいた様で、また子猫が現れ対策を再開いたしました。他の地区から猫が入って来る、とは考え難くまた遺棄でも無い。

今回は、餌やり様や飲食店の方々と情報交換をし

※港区のウンチ袋。ウンチ回収中。



ながら、前回にはおろそかでした猫の数、餌場の確認を着実に行なっております。

闇雲に手術だけをした時

よりも高い効果が得られる、その実例かと感じております。



※動物病院へ、通院待ち。

不特定多数の方々が通られますが、リサーチ中、捕獲中に声をかけてくださる方も多く、その際に広報、また飲食店へのご挨拶、これを丁寧にする事により、活動へのご理解は必ず頂けます。

どの地区においても港区行政にご報告を行い、必要があれば現場への同行をお願いいたします。

「東京は進んでいるから。」と言うご意見も頂きますが、基本は全国どこも同じと思っております。当然港区でも苦情者様はいらっしゃいます。

しかし諦めない事、加えて日本全国どんな地域であろうと同じ法律が当然広報、執行されるべきでしょう。つまり基本原則は不变なのです。

●猫を殺す事、遺棄する事は犯罪。

●猫を全て保護することは、不可能。大きな問題となりつつある多頭飼育も、その原因はおひとりでの安易な保護過剰にある事。

●野良猫の発生源は、2種類のみ。未手術の出入り自由飼い猫と、捨て猫にある事。どんな山奥であろうと、私はこれを広報し続けると思います。



※トラップケージを整えて。

この広報を行うには行政チラシ、パンフレットは必要不可欠です。これに加え、活動報告書を持参してのご説明、これが地域猫対策を進める上で、最も大切な事は、20年前から変わらないと痛感しております。



オマケ：コロナの影響でセミナーなど中止となり、地元の対策に集中しております。

地域猫対策の現状把握ができまして、大変学びとなります。

※即興の手書きで捕獲のお知らせ。

ねこだすけがお手伝いさせていただいたセミナーなどの一部です。コロナ禍の影響をうけ、今年は参加を控えており、所沢市を除き昨年の簡単な情報です。

各行事の詳しい内容はブログ「地域猫・地域ねこ・ちいきねこ」
<http://chiikineko.nekodasuke.main.jp/>



所沢市飼い主のいない猫対策セミナー。令和2年2月8日、小手指公民館分館。講師：チームSLP代表田矢麻弓さん・NPOねこだすけ代表工藤久美子。問合せ：所沢市役所生活環境課、主催：所沢市、協力：所沢ねこのネットワーク・NPOねこだすけ。（画像左）

新宿区第19回人と猫との調和のとれたまちづくりセミナー。令和元年11月23日、新宿区戸塚地域センター。登壇：人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会／顧問高木氏・幹事根井さん夫妻・副会長高橋さん・会長工藤。解説：新宿区保健所稻川衛生課長（当時）。主催：新宿区保健所、協力：人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会、協働：NPOねこだすけ。



第15回港区まちの猫セミナー、令和元年11月10日、会場：みなと保健所会議室、講師：NPOねこだすけ代表理事工藤久美子。問合せ：みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係。（上の画像）



世田谷区地域猫活動セミナーin三軒茶屋。令和元年11月9日、世田谷区太子堂区民センター。講師：世田谷区内町会長丸山晴男氏／チームSLP代表田矢麻弓さん／NPOねこだすけ代表理事工藤久美子。（下の画像）



府中市セミナー
スタッフ集合、お疲れさまでした。

府中市・地域猫対策セミナー 11月2日は入門編・同4日が実践編、3日間の写真展併設。会場：府中市市民活動センター。講師：NPOゴールゼロ代表（獣医師）斎藤朋子・新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会顧問高木優治・NPOねこだすけ代表理事工藤久美子。主催：猫にゃんネットワーク府中・協力：中央大学地域猫サークルほか。後援：府中市・府中市自治会連合会。（下の画像）



大村市・地域猫活動のすすめ 令和元年10月19日、長崎県大村市市民交流プラザ。講師：(公財)神奈川県動物愛護協会常務理事黒澤泰氏／NPOねこだすけ代表理事工藤久美子。主催：大村純忠・まちねこ隊、後援：大村市ほか。（下の画像）



新座市第2回飼い主のいない猫対策セミナー、令和元年10月5日、野火止公民館講座室、飼い主のいない猫問題を考える会主催、講師：石森信雄氏／元練馬区保健所地域猫活動担当・茂木修一氏／埼玉県保健医療部生活衛生課・工藤久美子／NPOねこだすけ代表理事。後援：埼玉県・新座市／協力：NPOねこだすけ

第128回市民とNPOの交流サロン 「小さな命にやさしいまちづくり」。社会貢献活動を行っている団体を知っていただく場として、（一社）新宿NPOネットワーク協議会が主催。令和元年8月8日、新宿NPO協働推進センター会議室にて、NPOねこだすけ代表理事工藤久美子が講演。

